

令和7年第4回広尾町議会臨時会 第1号

令和7年5月16日（金曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定について
- 3 行政報告
- 4 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて
- 5 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて
- 6 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて
- 7 報告第 1号 専決処分の報告について
- 8 報告第 2号 専決処分の報告について
- 9 議案第43号 工事請負契約の締結について
- 10 議案第44号 工事請負契約の締結について
- 11 議案第45号 広尾町税条例の一部改正について
- 12 議案第46号 広尾町都市計画税条例の一部改正について
- 13 議案第47号 広尾町国民健康保険税条例の一部改正について

○出席議員（13名）

1番 斎藤 弘樹	2番 尾矢 利昭
3番 大庭 克彦	4番 雄谷 幸裕
5番 山岸 謙一	6番 松田 健司
7番 志村 國昭	8番 浜野 隆
9番 萬亀山 ちず子	10番 前崎 茂
11番 渡辺 富久馬	12番 山谷 照夫
13番 堀田 成郎	

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町 長	田 中 靖 章
副 町 長	及 川 隆 之
会 計 管 理 者	沖 田 一 美
兼 出 納 室 長	沖 田 一 美
総 務 課 長	山 崎 勝 彦

総務課参事	保坂	一也
併総務課参事	西内	努樹
併総務課主幹	木村	正邦昭
併総務課主幹	坂田	
併総務課主幹	北山	誠
企画課長	鎌田	慎
企画課長補佐	木下	慶太
住民課長	柏崎	弥香子
兼住民課長補佐	三浦	直子
保健福祉課長	山畑	裕貴
保健福祉課参事	宝山	
兼老人福祉センター所長	山畑	裕貴
兼地域包括支援センター長	山畑	裕貴
兼健康管理センター長	宝山	
健康管理センター次長	三浦	直子
保健福祉課子育て支援室長	浜頭	力
兼子育て世代包括支援センター長	浜頭	力
認定こども園ひろお保育園長	舩田	光恵
豊似保育所長	小金	和徳
特別養護老人ホーム所長	金石	輝義
兼養護老人ホーム所長	寺井	真真
農林課長	寺井	真真
兼町営牧場長	室谷	直宏
水産商工観光課長	山田	雅樹
水産商工観光課長補佐	楠本	直美
建設水道課長	三上	昌樹
建設水道課長補佐	川崎	幸一
兼下水終末処理センター長	楠本	直美
港湾課長	安岡	伸弘
港湾課長補佐	須田	圭一

〈教育委員会〉

教 育 長	山 岸	直 宏
管 理 課 長	渡 辺	將 人
管 理 課 長 補 佐	三 浦	弘 樹

兼学校給食センター所長	三	浦	弘	樹
社 会 教 育 課 長	村	中	晃	央
兼 図 書 館 長	村	中	晃	央
兼 海 洋 博 物 館 長	村	中	晃	央

〈 農 業 委 員 会 〉

会	長	大	森	康	雄
事 務 局 長		森	谷		亨

○出席事務局職員

事 務 局 長	白	石	晃	基
事 務 局 次 長	佐	藤	直	美
総 務 係 主 事 補	別	所	龍	月

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

- 1、議長（堀田） ただいまから、令和7年第4回広尾町議会臨時会を開会します。
直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸般の報告

- 1、議長（堀田） 日程に先立ち、諸般の報告をします。
本臨時会には、町長から承認3件、報告2件、議案5件を受理しております。
次に、説明員ですが、別紙一覧表のとおり委任・嘱託の申出があった当該関係者の出席を求めています。
以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 1、議長（堀田） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、2番、尾矢利昭議員、7番、志村國昭議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定について

- 1、議長（堀田） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。
お諮りします。本臨時会の会期は本日1日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
異議なしと認めます。
よって、会期は本日1日間とすることに決しました。

◎日程第3 行政報告

- 1、議長（堀田） 日程第3、行政報告を行います。
町長から行政報告の申出がありますので、発言を許します。
田中町長、登壇願います。

1、町長（田中） 令和7年第4回広尾町議会臨時会にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。
行政報告をさせていただきます。
1点目の消防団員の懲戒処分についてであります。
広尾町消防団豊似分団におきまして分団運営費の私的流用があり、消防団員2名について懲戒処分を行っておりますので、報告いたします。

事案の概要であります。広尾町消防団豊似分団に所属する会計担当の20代団員によって、令和6年4月から令和7年3月までの間、28回の取引により186万6,239円の豊似分団運営費を私的に流用するという、あってはならない不正が発覚いたしました。私的に流用された運営費につきましては、当該団員の親族によって既に弁済されております。

これらの行為は消防団員として町民の信頼を著しく失墜させる行為であり、設置者である広尾町として、町民の皆様や関係者の皆様に多大なご迷惑をおかけし、消防団への信頼を損ないましたことを心からお詫び申し上げます。

広尾町消防団では、広尾町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例第7条第1項第3号の規定により、令和7年4月24日付で当該団員を免職処分とし、これによる指揮監督不適切として豊似分団長を戒告処分としたところであります。

今後におきましては、このような事態が再び発生しないよう、管理体制の強化、法令遵守の徹底など、町民の信頼を一日も早く回復できるよう、消防団員と一丸となって取り組んでまいります。

次に、2点目の人事異動についてであります。

本年4月1日付で人事異動を発令いたしましたので、報告いたします。

発令件数は57件であります。そのうち昇任者は11名で、内訳は、係長職から課長補佐職へ1名、係から係長職へ10名であります。また、新規採用者は6名で、内訳は、一般行政職4名、保健師1名、再任用職1名であります。

本年4月1日現在の職員数であります。役職別で課長職17名、課長補佐職13名、係長職58名、係62名の計150名でありまして、昨年4月1日現在の職員数と比較して4名の減となったところであります。

なお、異動後の機構につきましては、行政報告資料の機構図のとおりとなっておりますので、後ほどご確認いただければと思います。

次に、3点目の工事請負契約の締結についてであります。

工事名は、広尾下水終末処理場修繕・改築工事であります。

契約の相手方は、札幌市東区北43条東1丁目4番23号、株式会社東日本計装、代表取締役三浦修司氏であります。

契約額は2億6,620万円でありまして、工期は令和7年4月25日から令和9年3月19日までであります。

工事の概要であります。施工場所は並木通東4丁目でありまして、施工内容は受変電設備更新一式であります。

指名業者等の状況についてであります。北海道富士電機株式会社、株式会社東日本計装、新栄クリエイト株式会社の3業者をもって入札を行いまして、落札率は96.7%であります。

なお、本契約は、地方公営企業法第40条第1項の規定により地方自治法の適用除外とされ、議会の議決を要しないものでありますことを申し添えさせていただきます。

以上、行政報告とさせていただきます。

1、議長（堀田） 以上で、行政報告を終わります。

◎日程第4 承認第1号

1、議長（堀田） 日程第4、承認第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。
提出者に提案理由の説明を求めます。

田中町長、登壇願います。

1、町長（田中） 承認第1号の専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。
議案の1ページでございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、次の事件を専決処分したので同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものであります。

専決処分の件名は、工事請負契約の締結の議決事項の変更についてであります。

2ページをお願いいたします。

専決処分書であります。

地方自治法の定めにより専決処分をしたものであります。

先ほど申し上げました工事請負契約の締結の議決事項の変更についてでありまして、別紙にお示しするものであります。

専決処分の理由であります。令和6年度繰越明許費として事業を執行するために3月中に契約が必要であることから、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分をさせていただきました。

処分日につきましては、令和7年3月27日であります。

3ページの別紙、工事請負契約の締結の議決事項の変更についてであります。

本年3月26日開会の第3回臨時会において議決をいただきました十勝港第4ふ頭整備工事その2の請負契約について、その一部を変更するものであります。

契約額につきましては、変更前が8,426万円であり、変更後が8,360万円でありまして、66万円の減額となるものであります。

契約の相手方につきましては、変更がございません。

変更の理由につきましては、令和7年第3回広尾町議会臨時会において提案し可決いただいた議案の契約額に誤りがあったため、正しい金額へ変更したいとするものであります。

以上、説明とさせていただきます。承認方よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本件に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本件は討論を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は討論を省略します。

これより承認第1号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件は、報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、承認第1号 専決処分の承認を求めることについては、承認することに決しました。

◎日程第5 承認第2号～日程第6 承認第3号

1、議長（堀田） 日程第5、承認第2号 専決処分の承認を求めることについてと日程第6、承認第3号 専決処分の承認を求めることについての2件を一括議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

田中町長、登壇願います。

1、町長（田中） 承認第2号及び承認第3号の専決処分の承認を求めることについて、一括してご説明申し上げます。

議案4ページをお願いいたします。

本件2件は、地方自治法第179条第1項の規定により、次の事件を専決処分したので同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものであります。

専決処分の件名は、令和6年度広尾町一般会計補正予算（第12号）及び令和6年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第6号）であります。

専決処分の理由であります。

議案は5ページ及び10ページであります。

北海道国民健康保険給付費等交付金の確定に伴う財源調整について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分をさせていただきました。

処分日につきましては、令和7年3月31日であります。

6ページをお願いいたします。

令和6年度広尾町一般会計補正予算（第12号）についてであります。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ72万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ77億5,494万6,000円とするものであります。

第2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるとするものであります。

次のページをお願いいたします。

歳入であります。

18款2項4目国民健康保険事業勘定特別会計繰入金を追加するものであります。

次に、歳出であります。

3款1項1目社会福祉総務費は、国民健康保険事業勘定特別会計繰出金を減額するものであります。

4款1項3目予防費は、財源内訳の補正であります。

12款予備費は、全体予算を調整するものであります。

11ページをお願いいたします。

令和6年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第6号）についてであります。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ72万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億8,974万4,000円とするものであります。

第2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるとするものであります。

次のページをお願いいたします。

歳入であります。

保険給費等交付金を追加し、一般会計繰入金を減額するものであります。

次に、歳出であります。

一般会計繰出金を追加し、おのおの財源内訳を整理するものであります。内容といたしましては、先ほど申し上げましたとおりでありまして、北海道国民健康保険保険給付費等交付金の確定に伴う財源調整につきまして、おのおの専決処分により予算を措置したものであります。

以上、説明とさせていただきます。承認方よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本件2件に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

お諮りします。承認第2号 専決処分の承認を求めることについてと承認第3号 専決処分の承認を求めることについての2件を一括して討論、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、承認第2号と承認第3号の2件を一括して討論、採決することに決しました。

お諮りします。本件2件は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件2件は討論を省略します。

これより承認第2号 専決処分の承認を求めることについてと承認第3号 専決処分の承認を求

めることについての2件を一括採決します。

お諮りします。本件2件は、報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件2件は、承認することに決しました。

◎日程第7 報告第1号

1、議長（堀田） 日程第7、報告第1号 専決処分の報告についての報告を行います。

田中町長、登壇願います。

1、町長（田中） 報告第1号 専決処分の報告についてであります。

議案書は14ページであります。

地方自治法第180条第1項の規定より、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものであります。

15ページをお願いいたします。

専決処分書であります。

地方自治法の定めにより、専決処分をしたものであります。

件名は、令和6年度広尾町一般会計補正予算（第13号）でありまして、別紙にお示しするものであります。

専決処分の理由であります。基金の繰入れ及び積立ての確定について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をさせていただきました。

処分日につきましては、令和7年3月31日であります。

次のページの別紙、令和6年度広尾町一般会計補正予算（第13号）についてであります。

第1条は、歳入歳出予算の補正でありまして、第1項は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ3,125万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ77億2,369万円とするものであります。

第2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるとするものであります。

17ページをお願いいたします。

第1表の歳入であります。

事項別明細書も併せてご覧いただきたいと思います。事項別明細書は3ページからになります。

2款地方譲与税から11款交通安全対策特別交付金までにつきましては、それぞれ3月末での国からの交付額確定により整理を行ったものであります。

15款道支出金は、町有林整備事業の確定による減額であります。

16款1項財産運用収入については、繰替え運用収入の確定により整理を行ったものであります。同款2項財産売払収入につきましては、立木売払収入及びJークレジット売払収入の確定により整理を行ったものであります。

17款1項寄附金につきましては、ふるさと納税寄附金の確定により整理を行ったものであります。

18款1項繰入金につきましては、財政調整基金は全体予算の調整により繰入額を減額するものであります。国鉄広尾線代替輸送確保基金及び中川一郎記念館管理運営基金は、歳入歳出の確定によりまして繰入額の確定を行い、整理をしたものであります。

20款諸収入につきましては、基金整理に関わるものを整理したものであります。

次に、歳出であります。

議案は19ページ、事項別明細書は6ページであります。

2款1項総務管理費につきましては、財務管理費は基金積立金の整理、財産管理費は財源内訳の補正、広尾線転換促進関連事業費及び中川一郎記念館管理費は歳出の確定に伴う整理であります。

5款農林水産業費につきましては、Jークレジット売払手数料及び森林環境譲与税を活用した事業の確定に伴う基金積立金の整理であります。

6款商工費につきましては、ふるさと納税寄附金の確定に伴い、基金積立金を整理するものであります。

7款土木費及び9款教育費につきましては、財源内訳の補正であります。

12款1項予備費につきましては、財源調整でありまして、全体予算を整理したものであります。

以上、報告とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） これより質疑に入ります。本件に対する質疑の発言を許します。

4番、雄谷議員。

1、4番（雄谷） 事項別明細書5ページになります。歳入の18款繰入金、1節の財政調整基金繰入金です。7,500万円の減額になっていますが、当初予算では1億9,500万円の計上、6月の3号補正、いわゆる政策予算で5,000万円繰入金を増額して、今回7,500万円減額になっていますが、最終的に財政調整基金から1億7,000万円の繰入れという形になります。そこで、6年度末の財政調整基金の残高は幾らになるか、説明をお願いします。

1、議長（堀田） 山崎総務課長。

1、総務課長（山崎） 財政調整基金の6年度末の残高見込みでございます。財政調整基金につきましては、補正予算の際、執行残等の整理を行ってございまして、12月、また、3月においても繰戻し等も若干整理させていただいてございます。その結果、現在の残高見込みでございますが、6億3,952万8,000円を見込んでございます。

以上でございます。

1、議長（堀田） 雄谷議員。

1、4番（雄谷） すみません。単純に自分は、5年度末の残高が6億8,000万円だったので、そこから1億7,000万円を引っ張って5億1,000万円ぐらいかなと思ったのですけれども、補正予算でのやりくりが、そこはちょっと自分で調べ切れていなかったのですけれども、実際、予算、決算では繰入金と言っていますけれども、基金、いわゆる貯金を今回1億7,000万円取り崩したという形になります。議会の図書室で調べたところ、取崩しは平成15年度に1億3,465万8,000円取り崩した以来ではないかなと思うのですが、今回1億7,000万円ほど繰り崩すことになった要因としては、どういうものが考えられるか説明願います。

1、議長（堀田） 山崎総務課長。

1、総務課長（山崎） 今回の補正予算をもちまして、財政調整基金の繰入れ見込額が大体4,500万円、4,500万円を取り崩す見込みとなつてございます。その結果、残高見込みにつきましては、先ほど申し上げた金額を見込んでございます。

取り崩す要因となつた部分でございますが、まだ決算前でございますので正確な分析等はできてございませんが、大まかな見込みといたしましては、やはり諸物価の高騰、そういった部分で物件費、人件費等の伸びが見られてございます。通常でありましたら、事業費の整理の際、精算の際、いわゆる減額整理を行ひまして、そういった基金の取崩しをなるべく行わないような形で整理してございましたが、今年度につきましては、そういった部分、物件費等の伸びもございましたので、整理額が少なかったのかなというふうに捉えてございます。

以上でございます。

1、議長（堀田） 雄谷議員。

1、4番（雄谷） 予算で1億7,000万円を取り崩したけれども、今、実質で4,500万円の取崩しで済んだということですかね。

（「補正後で4,500万円」の声あり）

予算で、今言ったように、ちょっと今の理解できないのですけれども、最終的に1億7,000万円を取り崩すことに、補正予算でいくと1億7,000万円取崩しになりますよね。それが今の説明だったら、結果的に4,500万円の取崩しで済んだということが、すみません、分からなかったもので、その1億7,000万円と4,500万円の違いをもうちょっと説明願います。

1、議長（堀田） 山崎総務課長。

1、総務課長（山崎） 失礼いたしました。

ちょっと手元に詳細な資料等は今持ち合わせていないのですが、12月補正、また、3月の定例会での補正予算、その際に財政調整基金の取崩し額の減額補正をさせていただいてございます。現在

におきましては、取崩しの予定額といたしまして予算額4,500万円となっているところでございます。

1、議長（堀田） 大丈夫ですか。場合によっては発言を許しますが。
雄谷議員。

1、4番（雄谷） すみません。自分の今までの補正予算の整理の仕方がちょっと悪かったのかなというふうに、今の説明でもう一回改めて自分の予算書を確認してみたいと思います。

いずれにしても、4,500万円の取崩しということですので、先ほど言った平成15年以来という部分なので、詳細な部分については、一昨日この話をさせてもらったばかりなので、詳細な分析はまだされていないと思いますし、自分も決算書を見てから再度確認して決算審査特別委員会のほうでまた確認させていただきたいと思います。

以上です。

1、議長（堀田） ほかに。

（「なし」の声あり）

別になれば、以上で質疑を終結します。

これをもって報告第1号 専決処分の報告についてを終わります。

◎日程第8 報告第2号

1、議長（堀田） 日程第8、報告第2号 専決処分の報告についての報告を行います。
田中町長、登壇願います。

1、町長（田中） 報告第2号 専決処分の報告について説明させていただきます。

議案は20ページであります。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものであります。

21ページをお願いいたします。

専決処分書であります。

地方自治法の定めにより、専決処分をしたものであります。

件目は令和6年度広尾町介護保険特別会計補正予算（第6号）でありまして、別紙にお示しするものであります。

専決処分の理由であります。介護給付費準備基金の積立てについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をさせていただきました。

処分日につきましては、令和7年3月31日であります。

次のページの別紙、令和6年度広尾町介護保険特別会計補正予算（第6号）についてであります。

第1条は歳出予算の補正で、補正後の歳出予算の金額は、「第1表 歳出予算補正」によるものです。

23ページをお願いいたします。

第1表の歳出であります。

2款1項介護サービス等諸費を112万6,000円減額し、3款1項基金積立金に同額を追加するものであります。

以上、報告とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） これより質疑に入ります。本件に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

これをもって報告第2号 専決処分の報告についてを終わります。

◎日程第9 議案第43号

1、議長（堀田） 日程第9、議案第43号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

田中町長、登壇願います。

1、町長（田中） 議案第43号 工事請負契約の締結について提案理由を申し上げます。

本案は、工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるとするものであります。

工事名につきましては、特別養護老人ホーム移転改築外構工事であります。

契約額は、5,269万円であります。

契約の相手方は、広尾郡広尾町並木通東2丁目151番地3、株式会社畑下組、代表取締役高橋正幸氏であります。

工事の概要であります。施工場所につきましては、広尾郡広尾町公園通南4丁目であります。

工事内容につきましては、新築の特別養護老人ホームの外構工事であります。

予定工期につきましては、本議案の議決後、令和7年11月14日までであります。

指名業者等の状況についてであります。高堂建設株式会社南十勝支店、拓殖工業株式会社、株式会社畑下組の3業者をもって入札を行いまして、落札率は98.5%であります。

以上、提案理由とさせていただきます。議決方よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第43号 工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第44号

1、議長(堀田) 日程第10、議案第44号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

田中町長、登壇願います。

1、町長(田中) 議案第44号 工事請負契約の締結について提案理由を申し上げます。

本案は、工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるとするものであります。

工事名につきましては、公園整備敷地造成工事であります。

契約額は、1億3,376万円であります。

契約の相手方は、広尾郡広尾町公園通北2丁目1番地、拓殖工業株式会社、代表取締役西村司氏であります。

工事の概要であります。施工場所につきましては、公園通南2丁目1番地4ほか7筆であります。

工事内容につきましては、公園整備に係る撤去工、敷地造成工、雨水排水整備、給水設備、汚水排水、電気設備の工事一式であります。

予定工期につきましては、本議案の議決後、令和7年12月18日までであります。

指名業者等の状況についてであります。高堂建設株式会社南十勝支店、拓殖工業株式会社、株式会社畑下組の3業者をもって入札を行いまして、落札率は98.2%であります。

以上、提案理由とさせていただきます。議決方よろしくお願い申し上げます。

1、議長(堀田) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第44号 工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第45号～日程第12 議案第46号

1、議長(堀田) 日程第11、議案第45号 広尾町税条例の一部改正についてと日程第12、議案第46号 広尾町都市計画税条例の一部改正についての2件を一括議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

田中町長、登壇願います。

1、町長(田中) 議案第45号 広尾町税条例の一部改正について及び議案第46号 広尾町都市計画税条例の一部改正についての2件を一括して提案理由を申し上げます。

本案2件につきましては、いずれも令和7年度の地方税制の改正によるものでありまして、物価上昇局面における税負担の調整と就業調整への対応や、車体課税において二輪車の車両区分の見直しに伴うものが主な内容となっております。

なお、詳細につきましては、担当課長に補足説明をいたさせます。

議決方よろしく願いを申し上げます。

1、議長(堀田) 次に、補足説明をさせます。

柏崎住民課長。

1、住民課長(柏崎) それでは、広尾町税条例の一部改正及び広尾町都市計画税条例の一部改正について、補足説明をさせていただきます。

議案資料でご説明いたします。

お手元の議案資料1ページをお願いします。

広尾町税条例の一部改正の概要であります。

今回の一部改正につきましては、地方税法等の一部改正に伴い改正を行うもので、施行日については改正条項により異なっております。

表の見方についてですが、左から条例改正箇所、対応する法令、改正の概要となっております。

初めに、第18条、公示送達の改正であります。省令（地方税法施行規則）の改正に合わせ、公示送達について掲示場に掲示することのほか、インターネットを用いる方法の措置について追加するものであります。また、このほか省令の定義について所要の改正を行っております。

次に、第18条の3の改正であります。第18条で省令の定義について改正したことによる規定の整備であります。

第18条、第18条の3の改正については、いずれも施行日は令和5年法律第1号附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日となるものであります。

次に、第34条の2、所得控除の改正についてであります。法律（地方税法）の改正に合わせて改正するもので、控除すべき金額について特定親族特別控除額を追加するものであります。

資料3 ページの参考1をお願いいたします。

法改正の概要について記載しております。今回の法改正の内容といたしまして、国税と同様の措置として、大学生年代の子等に係る新たな控除（特定扶養控除と同額の45万円）を創設し、控除対象の子等の所得要件を103万円から150万円に拡大するのに合わせて、子等の所得に応じて控除額を遡減させる、段階的に減らす仕組みを設けたものであります。特定扶養控除と特定親族特別控除の対象につきましては、特定扶養控除が19歳以上23歳未満の扶養親族で、給与収入103万円以下から123万円以下に改正されたものであります。

次に、特定親族特別控除であります。新たに創設されたもので給与収入123万円超188万円以下である19歳以上23歳未満の親族等を対象とし、控除額は給与収入150万円から遡減されるものであります。

右の表に個人住民税に係る控除の区分と給与収入、括弧書きで合計所得の金額、そしてそれぞれの段階ごとに控除額を掲載しております。

下の控除イメージ中、濃い網かけ部分が個人住民税の控除部分となっております。

資料1 ページにお戻りください。

この条の改正の施行日は令和8年1月1日となるもので、令和7年分の所得から適用となるものであります。

次に、第36条の2第1項、町民税の申告の改正であります。特定親族特別控除の創設に伴いまして、公的年金等受給者の個人住民税申告義務に係る規定の整備を行うものであります。施行日は、令和8年1月1日であります。

次に、第36条の2第10項の改正であります。引用する法律の改正に伴うものでありまして、法人番号を規定する項にずれが生じたことから、その反映をしております。この改正につきましては、令和7年4月1日から適用となります。

次に、第36条の3の2第1項の改正であります。個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書に関する改正でありまして、法改正に合わせ記載事項について特定親族を追加するもので、施行日は令和8年1月1日であります。

次のページ、第36条の3の3第1項の改正であります。法改正に合わせ個人の町民税に係る公的年金受給者の扶養親族等申告書に係る提出義務規定等を整備するもので、施行日は令和8年1月

1日であります。

次に、第63条の2の改正でありますが、第36条の2第10項の改正同様、法人番号を規定する項にずれが生じたことによる改正で、令和7年4月1日から適用となります。

次に、第82条、軽自動車税の特別割の税率の改正でありますが、法改正に伴うもので、軽自動車税種別割の標準税率の区分の見直しによる税率区分の改正をするものであります。

資料の4ページ、参考2をお願いいたします。

法改正の概要を掲載しております。二輪車の車両区分の見直しでありますが、欧州規制と同等の排ガス規制の適用開始に伴い、50cc原付バイクでは規制のクリアが困難である等の理由により、今後の生産・販売の継続が困難とされたため、125cc以下クラスのバイクの最高出力を50cc相当の4.0キロワット以下に制御したバイク、いわゆる新基準原付により対応することとなったもので、これにより改正後は、新基準原付バイクについては現行の50cc以下と別に区分し、税率を50cc原付バイクと同額の年2,000円、課税標識（ナンバープレート）を白とする改正が行われたものであります。法改正施行日が令和7年4月1日、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割が適用となります。

資料2ページに戻りまして、第89条第2項、種別割の減免についての改正でありますが、法人番号を規定する項にずれが生じたことによる改正と、減免申請書の記載事項に条例第82条の改正に伴う新基準に関する事項を規定するもので、令和7年4月1日から適用となります。

次に、第90条第2項・第3項、身体障がい者等に対する種別割の減免の改正でありますが、道路交通法の改正に伴うものでありまして、免許情報記録個人番号カード（マイナ免許証）の運用開始に伴い、減免申請時の運転免許証の提示義務に関する規定等にマイナ免許証に関する事項を追加する整備をしております。

次に、第139条の3の改正につきましては、法人番号を規定する項にずれが生じたことによる改正で、令和7年4月1日から適用となります。

次に、条例の制定附則の改正であります。

附則第10条の2の改正は、地方税法制定附則に定めた特例措置の期間終了に伴い項を削除したことによる項ずれを反映したもので、令和7年4月1日から適用となるものであります。

次に、附則第16条の2の2、加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例であります。法改正により加熱式たばこの紙巻きたばこへの本数の換算方法が見直され、激変緩和等の観点から施行日の令和8年4月1日から段階的に行うこととされたものであります。

資料4ページをお願いします。

下のほうにあります参考3をご覧ください。

新たに追加する附則の内容を抜粋し、表立てにしております。

加熱式たばこを①の紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ②のそれ以外の加熱式たばこに区分し、①の加熱式たばこについては0.35グラムをもって紙巻きたばこ1本に、ただし書で、1本当たりの重量が0.35グラム未満の場合は、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻きたばこ1本に換算することとし、②の加熱式たばこについては0.2グラムをもって紙巻きたばこ1本

に、ただし書で、品目ごとの1個、1箱当たりの重量が4グラム未満の場合には、1個をもって紙巻きたばこ20本に換算することが規定されます。

表の下に米印がありますが、製造たばことみなされる①に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるものなどについては、③の規定を適用しない旨を条文に規定するものであります。

資料2ページに戻りまして、この附則第16条の2の2の改正につきましては、令和8年4月1日から施行するものであります。

資料5ページからの新旧対照表につきましては、ただいまの説明順の改正内容となっておりますので、説明を省略させていただきます。

次に、広尾町都市計画税条例の一部改正についてです。

議案資料16ページをお願いします。

ページ上の広尾町都市計画税条例の一部改正の概要であります。

附則第3項、附則第4項、そして附則第14項の改正につきましては、いずれも条例で引用する各法律の改正に伴う項ずれを反映したものであります。表の中ほどから次のページに新旧対照表を掲載しておりますので、ご確認いただければと思います。

この改正条例につきましては、令和7年4月1日から適用するものであります。

以上で、補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

お諮りします。議案第45号 広尾税条例の一部改正についてと議案第46号 広尾町都市計画税条例の一部改正についての2件を一括して討論、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第45号と議案第46号の2件を一括して討論、採決することに決しました。

お諮りします。本案2件は討論を省略したいと思います、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案2件は討論を省略します。

これより議案第45号 広尾税条例の一部改正についてと議案第46号 広尾町都市計画税条例の一部改正についての2件を一括採決します。

お諮りします。本案2件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案2件は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第47号

1、議長（堀田） 日程第13、議案第47号 広尾町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

田中町長、登壇願います。

1、町長（田中） 議案第47号 広尾町国民健康保険税条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

議案資料18ページをお願いいたします。

本案につきましては、地方税法施行令の改正に伴い関係条例の一部を改正するものであります。

主な改正内容であります。1点目として、課税限度額の改定、引上げであります。

資料中段、1、課税限度額の改定の表にありますとおり、基礎課税額を65万円から66万円に、後期高齢者支援金等課税額を24万円から26万円に、それぞれ引き上げるものであります。

2点目といたしましては、低所得世帯の保険税軽減の拡大でありまして、5割軽減及び2割軽減に係る基準額を引き上げるものであります。

資料下段、2、低所得世帯の保険税軽減の拡大の表にありますとおり、被保険者数に乗すべき金額を、5割軽減については29万5,000円から30万5,000円に、2割軽減につきましては54万5,000円から56万円に、それぞれ引き上げるものであります。

次のページをお願いいたします。議案資料の19ページであります。

条例改正に伴う国民健康保険税の試算比較であります。

このページの詳細につきましては、この後、担当課長に補足説明をいたさせます。

また、20ページ、21ページに新旧対照表がございますので、ご確認いただければと思います。

議案の34ページにお戻りいただきたいと思います。

附則であります。第1項において、本条例は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用したいとするものであります。

また、第2項において、この条例による改正後の令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとなります。

以上、提案理由といたします。議決方よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） 次に、補足説明をさせます。

柏崎住民課長。

1、住民課長（柏崎） それでは、議案資料19ページについてご説明申し上げます。

今回の条例改正による令和7年度の国民健康保険税の試算比較であります。

国民健康保険税は、表上段の見出しに記載のとおり、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額から成っており、上から、今回引上げとなる課税限度額、その下の課税実績については、令和6年度実績の世帯数と被保険者数、そして算出税額を記載しております。令和7年分の試算は、この令和6年度課税実績により試算したもので、課税実績の下に控除分として軽減される被保険者数と世帯数を軽減割合ごとに記載し、それらに係る軽減税額とその合計を、その下に限度額超過世帯数とその超過税額を記載しており、①の算出額から②の軽減税額合計と③の超課税額を差し引いた額となっております。

初めに、基礎課税額についてですが、軽減対象となる被保険者数は、5割軽減、2割軽減の対象者が増え、788人から797人となり、軽減税額が8万5,000円増の1,236万6,000円、同じく軽減対象となる世帯数が5割軽減、2割軽減の対象が増え、533世帯から539世帯となり、軽減税額が5万円増の708万3,000円、軽減税額合計は1,944万9,000円となるものであります。

その下、限度額超過世帯数は1世帯減の30世帯、超過税額は30万3,000円減の2,100万5,000円となり、①の算出税額から軽減税額合計②と超課税額③を差し引いた課税額計は、前年比16万8,000円増の1億3,159万1,000円と試算しております。

同様に、右隣の欄の後期高齢者支援金等課税額においても、軽減対象となる被保険者数、世帯数がそれぞれ増となり、②の軽減税額合計では4万1,000円増の592万2,000円となり、限度超過につきましては世帯数の減で③の超過税額は54万円減の574万2,000円、課税額計は49万9,000円の4,369万1,000円と試算しております。

また、一番右の欄の介護納付金課税額では、課税限度額の改正はありませんが、軽減所得判定基準額の見直しにより2割軽減対象の方とその世帯が5割軽減の対象となり、課税額計で4,000円減の1,531万円と試算しております。

以上で、資料の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

10番、前崎茂議員。

1、10番（前崎） 1つに、この国保税の賦課限度額の課税世帯の内容なのですがけれども、例えば国保の場合、4人標準世帯でいきますと、年収ベースで幾ら以上が対象になるのか。

あわせて、これと同様に国民健康保険等の課税ベースなのですがけれども、いわゆる標準報酬というのがあるかと思うのですが、国保税の限度額に見合う収入ベース、これは幾ら程度になるのか。

それと、一昨年ですがけれども、所得割から均等割、平等割、それぞれ改正していますけれども、とりわけ所得割の部分では、医療費分として8.15、支援分として2.71、介護分として1.84、合わせ

て12.7の割合で引上げしておりますけれども、この所得割の課税ベースの十勝管内の順位として広尾町は何番目に位置するのか、それについてご説明をいただきたいと思います。

1、議長（堀田） 暫時休憩します。

午前10時58分 休憩

午前10時59分 再開

再開します。

柏崎住民課長。

1、住民課長（柏崎） 先ほどの質問の4人世帯の年収ベースについてであります、877万円となり、これを健康保険加入者、同額の給与収入で40歳以上の世帯主の場合についてなのですけれども、120万円程度の保険料となります。ただし、個人に係る保険料はこの半額となりますので、60万円程度となるものでございます。

あと、管内の順番についてであります、去年は3番目の水準となっております。

以上で、説明を終わります。

1、議長（堀田） 前崎議員。

1、10番（前崎） 国保税に関しては、他の保険にはない1人当たりの均等割ですとか世帯当たりの平等割、これが新たに課税をされるという意味では、もともと他の健康保険から比べると高くなる要素があるわけでありまして。

あと、この限度額、これは基本的には地方税法の改正によって引き上げられているものでありますけれども、本町も実は平成11年の段階では、この地方税法の限度額53万円に対して、国保税の医療費分の限度額というのを4万円安く設定していた過去があります。この間、北海道でも一定程度の町村で地方税法に満たない賦課限度額を設定している町村がありますけれども、昨年度現在で道内の自治体保険者で何自治体程度、この賦課限度額が地方税法より下回っている自治体数があるか、ご説明をいただきたいと思います。

1、議長（堀田） 柏崎住民課長。

1、住民課長（柏崎） 道内の賦課限度額が国基準を下回っている自治体であります、14市町村となっております。

以上です。

1、議長（堀田） ほかに。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

これより議案第47号 広尾町国民健康保険税条例の一部改正について討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

10番、前崎茂議員、登壇願います。

1、10番（前崎） 議案第47号 広尾町国民健康保険税条例の一部改正について反対討論を行います。

2018年度、平成30年度から国民健康保険の運営に係る責任主体が北海道となる都道府県化に移行され、8年目を迎えたところであります。

本提案は国民健康保険税の賦課限度額の引上げに係る改正で、基礎課税分として現行65万円を66万円に1万円、後期高齢者支援分の賦課限度額24万円を26万円に2万円、それぞれ引き上げるものであります。介護納付分17万円と合わせると現行106万円から109万円に引き上げるものであり、平成18年度の国民健康保険税賦課限度額62万円から比べると47万円もの引上げで、1.76倍となるものであります。

また、2023年に国保税所得割の医療、後期高齢、介護の税率を合わせて12.7%に改定したことにより、本町は十勝でも3番目に高い水準となっております。

加えて、市町村職員共済組合健保や他の社会保険等にはない均等割や平等割など、国保税特有の応益割制度が課税されており、我が国の保険制度の均衡が保持されていない現状を示しているものであります。

今日の米など食料品の値上げに加え、燃油高騰、物価高で家計を直撃し、町民の生活やなりわいなど厳しさを増しており、被保険者の負担増は回避すべきものと思慮いたします。

よって、当該一部改正に反対をいたします。

1、議長（堀田） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

8番、浜野隆議員、登壇願います。

1、8番（浜野） 議案第47号 広尾町国民健康保険税条例の一部改正について、私は本案に賛成の立場で討論をいたします。

今回改正される課税限度額の引上げについては、地方税法の改正に伴うものでありまして、中間所得層の負担軽減を図る上でも必要な改正となっております。

また、軽減判定所得が引き上げられることから、低所得者に配慮されたものとなっており、今回の国保税の改正についてはやむを得ないと考え、本案に賛成するものであります。

1、議長（堀田） ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

別になければ、これをもって討論を終了します。

これより議案第47号 広尾町国民健康保険税条例の一部改正についてを起立により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の議決

1、議長（堀田） 以上で、本臨時会に付議された案件は、全て終了しました。

お諮りします。これをもって本臨時会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本臨時会は本日で閉会することに決しました。

◎閉会宣告

1、議長（堀田） これにて令和7年第4回広尾町議会臨時会を閉会します。

閉会 午前11時07分